

平成24年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)

区分	件名	概要																					
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予算</td><td>算</td><td>1 件</td> </tr> <tr> <td>条例案</td><td>4 件</td><td></td> </tr> <tr> <td>その他議案</td><td>1 件</td><td></td> </tr> <tr> <td>諮報</td><td>問告</td><td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認定</td><td>32 件</td><td></td> </tr> <tr> <td>提</td><td>出</td><td>1 件</td> </tr> <tr> <td></td><td>計</td><td>40 件</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">議案 6件</p>	予算	算	1 件	条例案	4 件		その他議案	1 件		諮報	問告	1 件	認定	32 件		提	出	1 件		計	40 件
予算	算	1 件																					
条例案	4 件																						
その他議案	1 件																						
諮報	問告	1 件																					
認定	32 件																						
提	出	1 件																					
	計	40 件																					
◎予算 (1件)	総務部 【1】 平成24年度三重県一般会計補正予算(第2号) (東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理推進及び緊急雇用創出事業の追加等に伴う補正予算 約 3億7千万円)																						
◎条例案 (4件)	地域連携部 【2】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部平成24年8月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令による理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正に伴い、四日市市へ権限移譲される事務に係る規定を削る。 ア 理容師法等の施行に必要な手続に関する規則に基づく出張業務承認申請書の受理等の事務 イ 美容師法等の施行に必要な手續に関する規則に基づく出張業務承認申請書の受理等の事務</p> <p>(2) 景観法に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務を処理する市町から志摩市を除く。</p>																					
	<参考>	<p>○地方自治法 (条例による事務処理の特例)</p> <p>第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p> <p>2~4 (略)</p>																					
総務部	【3】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	<p>原子力災害対策特別措置法に基づく福島第一原子力発電所の事故に係る原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に鑑み、警戒区域等において作業に従事した場合の危険作業手当の区分を改正するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が東日本大震災に対処するため、警戒区域等において作業した場合の危険作業手当の支給の対象となる作業を、帰還困難区域、居住制限区域、警戒区域及び計画的避難区域(警戒区域及び計画的避難区域については、避難指示解除準備区域を除く。)において行う作業とする。 																					

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【4】 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>生食用食肉の安全性を確保するため、生食用食肉の加工又は調理を行う飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の営業施設についての基準並びに当該営業施設の届出に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生食用食肉(生食用として販売される牛の食肉(内臓を除く。))を取り扱う飲食店営業等の営業施設基準を整備 (2) 生食用食肉を取り扱う飲食店営業等の施設の届出制の設定
環境生活部	<p>【5】 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案</p>	<p>住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律による外国人登録法の廃止に鑑み、特定非営利活動法人の設立の認証申請等に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年7月9日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人の設立の認証申請等を行うときに申請書等に添付する書類のうち当該法人の各役員の住所又は居所を証する書面から外国人登録法に基づき市町村長等が発給する文書を削る。 <p><参考></p> <p>○ 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要 外国人住民(適法に3月を超えて在留する外国人であって、住所を有する者)の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。</p>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (1件) 総務部	【6】 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 (平成24年4月30日で事務受託を廃止する団体) 三重県市町職員退職手当組合
◎諮問 (1件) 総務部	【7】 諮問について	地方自治法第206条第2項の規定による、三重県教育委員会が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に対する審査請求について、同条第4項の規定により諮問する。

区 分	件 名	概 要
◎報告 国土整備部 (32件)	【8】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。)について)	県営住宅家賃の滞納に伴う住宅明渡しの請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
総務部	【9】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年2月29日津市栗真小川町地内の国道23号において発生した総務部(管財室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 23,507円
環境生活部	【10】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年11月30日尾鷲市坂場西町地内の国道42号において発生した尾鷲農林水産商工環境事務所(環境室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 498,260円

区 分	件 名	概 要
地域連携部	【11】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年3月12日伊賀市上野恵美須町地内の駐車場において発生した伊賀県民センター(県民防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 85,000円
県土整備部	【12】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年9月8日南牟婁郡御浜町大字神木地内の国道311号において発生した熊野建設事務所(事業・用地推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 22,370,000円
	【13】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年1月17日三重郡菰野町大字菰野地内の町道において発生した県土整備部(高速道推進北勢プロジェクト)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 9,975円

区 分	件 名	概 要
議会事務局	【14】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年9月8日南牟婁郡紀宝町鵜殿地内の国道42号において発生した議会事務局(総務課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 44,419円
教育委員会	【15】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年2月24日津市江戸橋地内の国道23号において発生した教育委員会事務局(特別支援教室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 649,912円
警察本部	【16】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年1月25日鈴鹿市北玉垣町地内の国道23号において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 41,934円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【17】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年5月20日北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原地内の県道三戸紀伊長島停車場線において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 238,377円
	【18】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年6月30日津市高茶屋小森町地内の市道において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 834,010円
	【19】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年8月12日伊賀市内保地内の県道伊賀甲南線において発生した刑事企画課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 87,500円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【20】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成23年8月14日桑名市長島町福吉地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 854,618円</p>
	【21】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成23年10月28日津市久居藤ヶ丘町地内の県道津久居線において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 140,000円</p>
	【22】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成23年10月30日三重郡川越町大字豊田地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 246,361円</p>

区分	件名	概要
警察本部 つづき	<p>【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成23年11月22日亀山市北町地内の市道において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 60,404円</p>
	<p>【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成23年11月24日松阪市川井町地内の県道松阪環状線において発生した警備第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,917,611円</p>
	<p>【25】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成23年12月13日奈良県宇陀市室生三本松地内の国道165号において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 189,000円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【26】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年12月21日亀山市栄町地内の駐車場において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 452,915円
	【27】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年1月12日南牟婁郡御浜町大字阿田和地内の駐車場において発生した紀宝警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 112,752円
	【28】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年1月17日四日市市八田三丁目地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 28,875円

区分	件名	概要
警察本部 つづき	【29】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年1月27日四日市市九の城町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故について損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 606,252円
	【30】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年2月3日四日市市芝田一丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故について損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 201,150円
県土整備部	【31】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年1月23日熊野市磯崎町地内の国道311号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 97,284円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【32】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年2月11日名張市桔梗が丘5番町地内の国道165号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 21,826円
教育委員会	【33】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。)について)	県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。

区分	件名	概要
総務部	<p>【34】 平成23年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書</p>	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。
	<p>【35】 平成23年度三重県一般会計事故繰越し繰越計算書</p> <p>— <参考> —</p> <p>○事故繰越し内容・理由</p> <p>①林道事業費(農林水産部) 平成23年台風第12号の豪雨により、施工箇所への道路が崩壊し、現場への資材の搬入等に不測の日数を要したため。</p> <p>②県単港湾改修費(県土整備部) 平成23年台風第12号による波浪のため、岸壁背後の作業ヤードが崩壊し、その対策に不測の日数を要したため。</p> <p>③平成22年災害土木(建設)復旧費(県土整備部) 平成23年台風第12号の豪雨により、工事箇所へ至る道路で法面崩壊があり、現地への進入が可能になるまでに不測の日数を要したため。</p>	

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【36】 平成23年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。
企業庁	【37】 平成23年度三重県工業用水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
	【38】 平成23年度三重県電気事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
総務部	【39】議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】職員公舎(東紀州世帯用)民活整備運営事業契約 【履行場所】尾鷲市宮ノ上町1369番11 熊野市井戸町紺ノ屋1150番1</p> <p>【契約金額】430,629,696円 【契約方法】随意契約(公募型プロポーザル方式) 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県伊勢市村松町1364番地8 M's東紀州株式会社 代表取締役 船谷 哲司</p> <p>【契約締結の年月日】平成24年3月30日 【契約期間】平成24年3月30日から 平成45年3月31日まで</p>
企業庁		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】千本松原取水所改良工事(二期) 【履行場所】三重県桑名市長島町松之木地内 【契約金額】変更前 1,044,198,750円 変更後 1,034,289,900円 【契約方法】随意契約(変更契約) 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県四日市市海山道町1丁目1453番地 大豊・天元特定建設工事共同企業体 代表者 大豊建設株式会社三重営業所 所長 清水 幹雄</p> <p>【変更契約締結の年月日】 平成24年2月27日 【契約期間】平成18年9月19日から 平成24年3月26日まで</p>

区分	件名	概要
環境生活部		<p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【法人名】財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】変更前 5,043,879,750円 変更後 5,045,083,050円 【契約方法】随意契約（変更契約） 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市八町3丁目4番7号 鹿島・石原化工・アイトム 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社三重営業所 所長 古川 知彦 【変更契約締結の年月日】 平成24年3月26日 【契約期間】平成22年3月26日から 平成26年3月20日まで</p>
		<p>【法人名】財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場付帯施設建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】変更前 557,161,500円 変更後 596,934,450円 【契約方法】随意契約（変更契約） 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県松阪市中央町306-1 北村・田村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社北村組 取締役社長 北村 俊治 【変更契約締結の年月日】 平成24年3月26日 【契約期間】平成22年12月7日から 平成24年9月30日まで</p>

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	<p>【40】 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書</p> <p><参考></p> <p>○法人数 11 三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社、三重県道路公社、(財)三重県下水道公社、 (公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、 (財)三重県小動物施設管理公社、(公財)三重県こどもわかもの育成財団、 (公財)三重県農林水産支援センター、(公財)三重県水産振興事業団、 (公財)暴力追放三重県民センター</p>	地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により、三重県土地開発公社など11法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。